

第24期宝塚市農業委員会

令和5年第3回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年3月17日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和5年第3回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)3月17日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 宝塚市役所 特別会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
4番 山添 令子	11番 上田 健
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員

9. 事務局

参事 西尾晃一 事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

10. 議 題

- 1 議案第86号 非農地証明願の件
- 2 議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
- 3 議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 4 議案第89号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件
- 5 議案第90号 旧農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積の廃止の件
- 6 議案第91号 令和5年度最適化活動の目標決定の件
- 7 議案第92号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件
- 8 議案第93号 宝塚市公文書公開条例施行規則(令和2年農業委員会規則第2号)の廃止及び宝塚市農業委員会規程(農業委員会告示第3号)の改正の件
- 9 報告第110号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
- 10 報告第111号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
- 11 報告第112号 農地・農家台帳記載願の件
- 12 報告第113号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件
- 13 報告第114号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件
- 14 報告第115号 認定電気通信事業者による事業計画届出の件

令和5年 第3回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年3月17日

開会 午後2時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和5年第3回総会を開催いたします。本日は、阪上榮造推進委員が欠席ですが、第3回総会は成立しています。本日の議事録署名人は、7番塚本委員、8番中西恵子委員にお願いします。それでは、総会を始めます。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か御意見、質問等ありますか。無いようですので、議案審議に移ります。議案第86号非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第86号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

申請人、(氏名)さん、土地の所在は亀井町(地番)、地目は田、地積は305㎡、平成10年以前から駐車場として利用しているとのことでした。証明を必要とする理由は、地目変更登記のためです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。平塚委員。

○平塚委員 特に問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案87号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案87号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、ご審議願います。

1件目、申請人、(氏名)さん、譲渡人、(氏名)さん、申請地、大原野(地番)、地目は田、地積は、1,785㎡のうち、0.271㎡、耕作者は(氏名)さん、転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置、施設の面積は1,037㎡、権利の種類は賃借権、農振農用地内の農地です。添付書類として、全部事項証明書、農会長の同意書、誓約書、隣地農地同意書、土地賃貸借契約書、営農型発電設備の下部農地における営農への影響に関する意見書が提出され、3年ごとの更新となります。

2件目、申請人、(氏名)さん、譲渡人、(氏名)さん、申請地、大原野(地番)、地目は田、地積は、1,981㎡のうち、0.2813㎡、耕作者は、(氏名)さんと(氏名)さん、転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置、施設の面積は1,981㎡、権利の種類は賃借権、農振農用地内の農地です。添付書類は1件目と同じです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。上田委員。

○上田委員 問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利

用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)、農地の所在地は、香合新田(地番)と(地番)、香合新田(地番)と(地番)と(地番)、始期は令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間で、5筆合計9618㎡を使用貸借として利用します。

2件目、貸主は(氏名)さん、借主は(氏名)さん、農地の所在地は、波豆(地番)、始期は令和5年4月1日から令和10年3月31日の5年間で、賃借料21,320円で利用します。

3件目、貸主は(氏名)さん、貸主は(氏名)さん、農地の所在地は、境野(地番)、始期は令和5年3月1日から令和10年2月28日の5年間で、賃借料25,000円で利用します。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、平井委員。

○平井委員 問題ありません。

○林会長 2件目、上田委員。

○上田委員 問題ありません。

○林会長 3件目、中西委員。

○中西委員 問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第89号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第89号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者証明願がありましたので、御審議願います。

申請者、(氏名)さん、申請地、清荒神(地番)、地目は畑、地積は384㎡、耕作者及び証明する従事者は(氏名)さん、申請理由は(個人情報)。

○林会長 確認委員の意見を伺います。篠木委員。

○篠木委員 問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に、議案第90号 旧農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積の廃止の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第90号 旧農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積の廃止の件。農地法施行規則第17条の基準に従い定め、公示した別段面積は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴ってその効力が失われることから、当該公示を廃止することについて御審議願います。

当該議案は、農業者の減少・高齢化が加速する中で、多様な就農を後押しし、農地利用を促進する観点から、農地法第3条第2項第5号は削除されることになりました。改正法の施行日(令和5年4月1日)以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件(下限面積)は適用されず、別段面積を要件として許可の可否を判断することができません。農業委員会の内規等で運用することは、今般の経緯からみて、適当ではないとされています。

当該別段面積の公示の効力は、改正法の施行により、当然に失われますが、別段面積を定め、公示している農業委員会は、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、改正後の施行までの間に、当該公示を廃止するための手続きを行うことが適当とする通知に従い、改正法の施行日をも

って当該公示を廃止することとします。なお、下限面積は撤廃されますが、その他の要件として、権利を有するすべての農地を効率的に利用し、耕作すること・農業経営に必要な作業に常時従事すること・周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないことは満たす必要があります。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。旧農地法第3条第2項括弧書きに定める別段の面積廃止の件について賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、廃止することといたします。

次に、議案第91号 令和5年度最適化活動の目標決定の件を議題とします。事務局から説明します。

○事務局 議案第91号 令和5年度最適化活動の目標決定の件。別紙のとおり、令和5年度最適化活動の目標の決定について御審議願います。農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっていますので、今回議題として御審議をお願いします。

まず、農業委員会の状況についてですが、農林業センサスの数値変更もないため、昨年度から特に変更ありません。最適化活動の目標については、農地の集積について昨年度の10.3%から10.9%になりました。今年度末の集積目標は11.5%に設定します。今年度の新規集積面積は2.151ha、遊休農地の解消は、今年の農地パトロールの結果5.9haとなりました。新規参入の促進について、令和4年度の実績は約0.8ha、平均6.2haです。一人当たりの最適化活動の目標は、活動実績が8日以上、新規参入相談の目標は昨年度同様とします。

○林会長 何か質問はありますか。

○上田委員 新規参入の促進に対する課題としての理由が分かりにくいと思います。

○事務局 「地域の担い手不足により、新たに参入し、農業を開始する際の農地の確保や農業技術の習得等が課題」と修正します。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。令和5年度最適化活動の目標決定の件について、賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたしますが、事務局で文言の修正をお願いします。次に、議案第92号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第92号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件。別紙のとおり、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を決定することについて御審議願います。

今般の指針の修正については、令和4年改正農業委員会法によるもので、指針の作成が前回までの努力義務から必須へと変わりました。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の将来の農業の在り方、効率的かつ総合的な利用に関する目標を掲げた地域計画の策定が法定化されたことにより、地域計画の策定に取り組むこと・作成された地域計画の目標を達成するための役割を追記しています。目標値は、現状値をもとに、農業経営基盤促進基本構想の最終年度(令和9年度)を目標値としています。遊休農地の解消については、令和3年時点で約3.9ha、1.08%に設定としたいと思います。現状の遊休農地面積5.9haから徐々に減少するよう設定しております。担い手への農地の集積目標については、令和9年3月の集積目標が54.15ha、目標集積率15%としています。なお、大きな修正点としては、地域計画の目標を達成するための役割が追記となっています。今後、特段の変更がなければ、農業委員会の改選に合わせて、指針を改正するのがよいとされていますが、次期の委員会を含めた指針としております。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針決定の件について、賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。次に、議案第93号 宝塚市公文書公開条例施行規則の廃止及び宝塚市農業委員会規程の改正の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第93号 宝塚市公文書公開条例施行規則の廃止及び宝塚市農業委員会規程の改正の件。個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例が令和4年第4回市議会定例会で可決され、令和5年4月1日から施行となるため、当委員会が制定している施行規則を廃止し、宝塚市農業委員会規程一部改正をすることについて、ご審議願います。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正後の法に統合され、全国的な共通ルールとなります。令和5年4月1日からは、宝塚市でも改正後の法が直接適用されるため現行の宝塚市個人情報保護条例が廃止され、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を宝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例として新たに制定されます。よって、当該条例を引用している当委員会の施行規則を廃止及び規程の一部を改正します。規程は、第13条個人情報の保護が追加されています。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。宝塚市公文書公開条例施行規則の廃止及び宝塚市農業委員会規程の改正の件について、賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第110号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第110号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者、(氏名)さん、届出地は、南ひばりガ丘(地番)・(地番)、地目は田、面積はそれぞれ、418㎡・23㎡です。転用目的は、開発道路、造成期間は、未定、施設の構造は、アスファルト舗装。

2件目、届出者、(氏名)さん、外2名、届出地は、伊子志(地番)、地目は田、面積は186㎡です。転用目的は、露天駐車場、造成期間は、令和5年3月7日から60日間、施設の構造は、アスファルト舗装。

3件目、届出者、(氏名)さん、届出地は、安倉中(地番)、地目は田、面積は635㎡、転用目的は、医療クリニック、造成期間は、令和5年4月1日から60日間、建設期間は、令和5年6月1日から120日間、施設の構造は、鉄骨造1階建1棟、面積は274.09㎡です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。

○阪上委員 問題ありません。

○林会長 2件目、平塚委員。

○平塚委員 問題ないと思います。

○林会長 3件目、塚本委員。

○塚本委員 問題ないと思います。

○林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、続いて報告第111号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第111号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。計14件ありますが、2件目から14件目は安倉の区画事業内の届出です。

1件目、譲受人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さんです。届出地、南ひばりガ丘(地番)・(地番)、地

目は田、面積はそれぞれ、 $1.69\text{m}^2 \cdot 687\text{m}^2$ 。転用目的は、宅地・ゴミ置場で、造成・建設期間は未定です。施設の概要は、木造2階建6棟、権利の種類は所有権です。

2件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、(地番)、地目は田、面積はそれぞれ 604m^2 、 773m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

3件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 804m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

4件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 505m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

5件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、(氏名)さん、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 634m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

6件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 287m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

7件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 1190m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

8件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 351m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

9件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん外8名、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 1229m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

10件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)・(地番)、地目は田、面積は $476\text{m}^2 \cdot 1633\text{m}^2$ 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

11件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 495m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

12件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 604m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

13件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 138m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

14件目、譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、届出地、安倉北(地番)、地目は田、面積は 436m^2 。転用目的は、住宅敷地、造成期間は、区画整理事業にて造成、建設期間は造成完了後実施。施設の概要は、木造住宅で約 100m^2 (1区画)。権利の種類は所有権です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 2件目から14件目、塚本委員。

○塚本委員 問題ありません。

○林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、続いて、報告第112号農地・農家台帳記載願の件を報告します。事務局から説明願います。

○事務局 報告第112号農地・農家台帳記載願の件。別紙のとおり、農地・農家台帳への記載の依頼がありましたので、報告します。

願出人、(氏名)さん、土地の所在は、大原野(地番)、地目は田、地積は952㎡、所有者は(氏名)さん。肥培管理し、農地として利用したいとのことです。

○林会長 確認委員の意見を伺います。中西瞳委員。

○中西瞳委員 問題ありません。

○林会長 何か質問等ありますか。特にないようですので、報告第113号農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第113号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

申請人、(氏名)さん、申請地、安倉北(地番)、地目は田、地積は281㎡、転用目的は農業用倉庫、工事期間は令和5年5月16日～7月31日。施設は、鉄骨造1階建、倉庫面積は30.80㎡。

○林会長 確認委員の意見を伺います。塚本委員。

○塚本委員 問題ございません。

○林会長 何か質問等ございますか。特にないようですので、続いて報告第114号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第114号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので報告します。

1件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年2月21日～令和5年2月7日。耕作面積6446㎡。納税猶予農地は中筋(地番)他7筆。証明年月日は令和5年2月7日。現況は水稲・苗木・ハウスです。

2件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年2月21日～令和5年2月7日。耕作面積7414㎡。納税猶予農地は中筋(地番)外10筆。証明年月日は令和5年2月7日。現況は水稲・苗木です。

3件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年2月28日～令和5年2月8日。耕作面積1338㎡。納税猶予農地は口谷東(地番)外3筆。証明年月日は令和5年2月8日。現況は植木です。

4件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年2月21日～令和5年2月10日。耕作面積1460㎡。納税猶予農地は安倉南(地番)外4筆。証明年月日は令和5年2月10日。現況は苗木・植木です。

5件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月4日～令和5年2月14日。耕作面積3555㎡。納税猶予農地は山本中(地番)外4筆。証明年月日は令和5年2月14日。現況は水稲・苗木です。

6件目、申請人(氏名)さん。農業経営期間、令和2年2月21日～令和5年2月22日。耕作面積3207㎡。納税猶予農地は中筋(地番)外4筆。証明年月日は令和5年2月22日。現況は畑・植木です。

○林会長 何か御質問等ございますか。特にないようですので、最後に報告第115号 認定電気通信事業者による事業計画届出の件を報告します。事務局から説明します。

○事務局 報告第115号 認定電気通信事業者による事業計画届出の件。別紙のとおり、認定電

気通信事業者による事業計画の届出がありましたので、報告します。

農地法許可外となるため、県に報告し、県が受理するということになっています。譲渡人、(氏名)、譲渡人、(氏名)さん、(氏名)さん、届出地は切畑(地番)外2筆、地目は田、地積は2483.39㎡(実測)、耕作者は(氏名)さん、(氏名)さん。転用目的は送電鉄塔建替工事に伴う索道基地および索道資材置場として一時使用、期間は2023年4月1日から2024年9月30日、権利の種類は賃借権です。なお、賃借期間が終われば、農地に戻して、農業委員会に報告することになっているので、報告があり次第、報告します。

○林会長 関電の鉄塔工事にかかる資材置き場として利用したいと伺いました。私が担当地区ですが、問題ありません。何か御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本件の議案8件、報告6件についての審議等は終了いたします。これをもちまして、令和5年第3回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

7番 塚 本 俊 昭

8番 中 西 恵 子